

平成27年4月1日から 「子ども医療」が始まります。

有田市では現在、「乳幼児医療」として通院については就学前まで、入院については小学生までの医療費を無料にしていたが、これに加え、平成27年4月1日から「子ども医療」として、小・中学生の入院・通院時の医療費を無料にします。

また、「乳幼児医療」に設けていた所得制限については廃止になりました。

(改正前)

現在(平成27年3月診療分まで)		
名称	乳幼児医療(桃色のカード)	所得制限 有
助成対象	通院…0才～小学校就学前まで (満6才に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院…小学校6年生まで (満12才に達する日以後の最初の3月31日まで)	



(改正後)

変更後(平成27年4月診療分から)				
名称	乳幼児医療(桃色のカード)	所得制限 無	子ども医療(水色のカード)	所得制限 無
助成対象	通院・入院ともに 0才～小学校就学前まで (満6才に達する日以後の最初の3月31日まで)		通院・入院ともに 小学校1年生～中学校修了まで (満15才に達する日以後の最初の3月31日まで)	

新たに助成の対象となる人

- 平成27年度 小学校1年生から中学校3年生までの子どもで、次の要件を満たす人
 - ・市内に住所を有すること
 - ・国民健康保険または各種社会保険に加入していること
 (※「障害者医療」または「ひとり親家庭医療」助成制度を受けている児童、生活保護法による保護を受けている児童は対象となりません。)
- これまで所得制限により乳幼児医療の助成を受けることができなかった人
(※窓口での申請は不要です。医療受給者証を郵送にてお送りいたします。)

新たに助成の対象となる人は申請が必要です

新たに助成の対象となる人で①にあたる方(平成12年4月1日～平成21年4月2日生まれ)には、市役所2F福祉課にて必ず手続きをしてください。手続きに来られた方から順次、受給者資格証(医療カード)を発行いたします。